

【答え】

四国と裁判所のしりとりにクロスワード

裁判所についての問題が難しいときは、裁判所のウェブサイトでお答えを探してみよう。

【遊び方説明】

1の答えの最後の文字（ひらがな）が2の最初の文字と同じように、マスに入る言葉がしりとりになっているので、時計回りに答えていきましょう。最後にAからFの文字をあてはめ、さいたんの言葉を完成させてください。



- 1 最高○○○○○○、高等○○○○○○、地方○○○○○○。
- 2 高知県で毎年8月に行われるお祭り。高知の言葉で「夜に来てください」という意味だそうです。
- 3 香川県にある伊吹島の名産品。「煮干し」ともいう。
- 4 最初の裁判の判決に納得がいかない場合に、より上の裁判所に不服を申し立てること。
- 5 裁判を申し立てるときに出す書類。「そしょう」と言葉が似ています。
- 6 徳島県鳴門市で見ることができ、海が渦を巻いている現象のこと。
- 7 裁判を傍聴するときは、○○○○を出して騒いだり、拍手をしたりすることは禁止されています。静かに傍聴しましょう。
- 8 松山地方裁判所・家庭裁判所がある県です。
- 9 別居中または離婚した後、子どもと一緒に暮らしていない親が子どもと会うことをいいます。
- 10 高知県と愛媛県にまたがる四国カルストは、「日本のスイス」と呼ばれ、たくさんの○○が放牧されています。
- 11 愛媛県と広島県の間の島々をつなぐ道。サイクリングも楽しめます。
- 12 徳島県南部の砂浜には、夏の夜に○○○○が産卵にやって来ます。
- 13 香川県は、全国の都道府県でこれが一番小さい。反対に、一番大きいのは北海道です。
- 14 裁判所には、刃物などの危険物の持ち込みが○○○されています。

- 15 高知県を流れる清流。川が増水した時にも流されないように作られた、沈下橋がたくさんあることでも知られています。
- 16 民事事件の裁判で、判決の前に話合いで争いを解決する手続のこと。
- 17 8の答えの県の昔の呼び方です。
- 18 裁判の傍聴に〇〇〇はいりません。傍聴席が満席でないかぎり、いつでも見たい裁判を傍聴することができます。
- 19 香川県高松市にある「りつりん」公園の「りつ」を訓読みしたら何になるでしょう。
- 20 憲法には、裁判官はコレに従って職務を行うと定められています。

ここからスタート

法律が変わって、18歳から **A B C D** になったね。

今度は、**E B F D B D** が18歳以上から選ばれるようになったんだ。

